

春秋叙勲候補者推薦要綱

平成15年5月16日 内閣総理大臣決定
平成15年5月20日 閣 議 報 告
平成28年9月16日 一 部 改 正
平成28年9月16日 閣 議 報 告

- 1 春秋叙勲において授与される勲章（杯を含む。以下「勲章」という。）の受章者の予定数は、毎回おおむね4,000名とする。
- 2 衆議院議長、参議院議長、国立国会図書館長、最高裁判所長官、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、官内庁長官及び内閣府に置かれる外局の長（以下「各省各庁の長」という。）並びに各都道府県知事は、次の（1）又は（2）に掲げる者（日系一世である者を含む。）のうちから、国家又は公共に対する功労のある者を選考し、毎回、春又は秋の叙勲候補者（以下「候補者」という。）として内閣総理大臣に推薦するものとする。
 - （1）70歳以上の者
 - （2）55歳以上の者で次のア又はイに該当するもの
 - ア 精神的又は肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者
 - イ 人目に付きにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した者
- 3 各省各庁の長及び各都道府県知事が2により候補者を選考する場合において、その功労となる活動が日本国憲法の施行の日前で終わっている者については原則としてその対象としないものとし、昭和39年以降の春秋叙勲又は平成15年以降の危険業務従事者叙勲により勲章を受章した者についてはその者がその後抜群の功労を挙げ、かつ、さきに勲章を受章した後の経過年数が原則として7年以上であるものに限りその対象とすることができるものとする。
- 4 2の推薦を行うに当たっては、あらかじめ、文書により内閣府賞勲局に協議するものとする。
- 5 4の協議に関する書類の提出は、春の叙勲にあっては前年の12月26日までに、秋の叙勲にあってはその年の6月30日までに行うものとする。

附 則

春秋叙勲候補者推薦要綱（平成2年12月12日内閣総理大臣決定）は、廃止する。

附 則

この決定は、平成28年9月16日から施行する。